

第八十四回国会 参議院内閣委員会 會議録第十二号

昭和五十三年五月十一日(木曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

五月十一日

辞任

竹内 潔君
村田 秀三君
山中 郁子君
中村 利次君

補欠選任

松垣徳太郎君
浜本 万三君
渡辺 武君
井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

塚田十一郎君

林 道君

原 文兵衛君

片岡 勝治君

岡田 広君

源田 実君

斎藤榮三郎君

竹内 潔君

林 寛子君

堀江 正夫君

野田 哲君

浜本 万三君

村田 秀三君

山崎 昇君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

中村 利次君

森田 重郎君

国務大臣

国務大臣
(総務府総務長官)

秦 豊君

国務大臣
(行政管理局長官)

荒船清十郎君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

清水 汪君

内閣総理大臣官房同和対策室長

黒川 弘君

行政管理局長官

加地 夏雄君

行政管理局長官

辻 敬一君

行政管理局長官

佐倉 尚君

事務局側

常任委員会専門員

首藤 俊彦君

説明員

環境庁長官官房総務課長

山崎 衛君

郵政大臣官房秘書課長

角 久司君

労働省婦人少年局婦人労働課長

高橋 久子君

本日の会議に付した案件

○行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○審議会等の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院送付)
○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る九日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として中村利次君が選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) 行政管理局設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。荒船行政管理局長官。

○国務大臣(荒船清十郎君) ただいま議題となりました行政管理局設置法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、かねてから、行政の合理化を図るため、各般の努力を続けてきたところであります。その推進を一層図るため、昨年末、行政改革計画を決定いたしました。

この行政改革計画に基づき、行政管理局の地方支分部局について必要な措置を講ずるため、今回この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、行政管理局の地方行政監察局のうち、函館行政監察局、旭川行政監察局及び釧路行政監察局を廃止するとともに、北海道における行政相

談業務執行体制の確保を図るため、北海道管区行政監察局に行政相談部を置くこととしたところであります。

第二に、この法律は、昭和五十三年七月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件につきまして、提案理由及びその概要を申し上げます。

ただいま提出いたしました行政管理局設置法の一部を改正する法律案により、行政管理局の地方支分部局のうち、函館、旭川及び釧路の三地方行政監察局を廃止することとしておりますが、行政相談等の地域住民に密着した事務を現地において処理するため、函館市、旭川市及び釧路市にそれぞれ北海道管区行政監察局の分室を設置する必要があると見られます。

本件は、これらの分室を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(塚田十一郎君) 審議会等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎昇君　管理庁の長官に、まず最初、二、三数字的なものを確認をしておきたいと思ひますが、第一は審議会の総数、これは現行のままで結構であります。それから、今回の措置によつて廢止されるもの、それから統合されるもの、その他になると思ひますが、その結果によつて一体幾つになるのか。それからあわせて、これは過日の委員会で出てゐると思ひますが、委員の数が現在で総数が幾らで、今回の措置でどれぐらいの人数が減つて、最終的にこの法案が成立した場合にどういふ人数になるのかという点。

それから、時間が余りきょうありませんので、あわせてお聞きをしておきたいのですが、統合する中で、たとえば国土審議会等を見ますというのと、特別委員会がありますとか、部会の設置でありますとか、そういうものはすべて政令に譲られておりまして、この法案の關係だけでは私どももわかりません。したがって、特別委員会を幾つつくって、あるいは部会をどの程度つくって、その特別委員や部会の委員というのはどの程度の人数になるのか、政令の内容等について御説明をまず願いたいと思います。

○政府委員(辻敏一君) 数字についてのお尋ねでございしますが、審議会の現在数でございしますけれども、全体として二百四十六でございしますが、すでに法律措置が済んでおりますものが一つございしますので、二百四十五になるわけでございます。その中で今回廃止を予定いたしておりますのが六、統合を予定いたしておりますのが三十九、これで純減といたしましては二十七でございします。それから、その他地方支分部局への移管等が二つございしますので、全体として対象として取り上げましたものが四十七、数としてネットが減りますものが三十五でございします。その結果、審議会の数が二百十ということになるわけでございます。

それから、その次に委員の数につきましての御指摘でございますが、審議会の委員の定数は現在六千二百四十五でございます。今回予定いたしております委員数の縮減は、法律改正によります減の予定が四百二十、それから政令改正によりましてたゞいまのところ減を予定しておりますのが五十余り、それから運用上で凍結ということを考えておりますのが三百六十程度でございますので、合計いたしますと約八百でございます。このほか審議会そのものを廃止いたしますことによります減議会がございますので、それを加えますとおおむね千人近い委員数の減ということになるうかと考えております。比率にいたしますと、したがいましめて約六分の一ということになるわけでございます。

それから、最後の点は国土審議会の委員の問題であつたかと思つてございますが、国土審議会の委員数は四十五人以内ということになるわけでございます。しかし、一方におきまして、ただいま御指摘のございましたように、特別委員を設けることになるわけでございます。この数につきましては、法律を通していただきまして後に政令で定めることになるわけでございますけれども、ただいまのところ二百数十人程度と予定をいたしております。したがひまして、統合後の委員の数は、特別委員を含めましても三百人余りということになると考えております。そこで、統合前の委員の数が四百五十人でございますから、約百数十人は減るものと、かように考えております。

○山崎勇君 それから二番目に確認をしておきたいんですが、国家行政組織法の第八条によりまして、付属機関その他の機関はこの八条に根拠がありまして、これによると、「特に必要がある場合において、法律の定めるところにより、」と、こうなっております。したがって、八条によらざる審議会、付属機関というのはあり得ないと私は考えますが、そのとおりで結構ですか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の設置根拠につきましては、ただいまお示しのございました国家行政組織法第八条の規定によるわけでございますの

で、法律の根拠のない審議会というのは当然ないわけでございます。

○山崎昇君 続いてお尋ねしておきますが、私は現行の二百四十六の審議会を一応分類すると、根拠法としては三つぐらいに分かれるんじゃないかと思っています。一つは、設置法並びに実定法に基づいて置かれるもの、委員等は政令に譲られておりますが、それが第一の類型だと思ふ。第二は、設置法のみでこういうものが置かれているもの、それから第三は、実定法だけで置かれているもの、私の承知する限りこの三つぐらいに分類されると思ふんです。

そこでお聞きいたしますが、もし間違いがなければ、この三つの分類に従って設置法、実定法兩方で根拠が置かれているものが一体どれぐらいで、それから設置法だけで置かれているものがどれぐらいで、実定法だけで置かれているものがどれぐらいか、もしその他に類型があれば、それぞれひとつ説明を願いたいと思います。

○政府委員(辻敬一君) ただいまの山崎委員の分類されましたのに、そのまま適合するかどうか疑問があるかもしれませんが、審議会の数二百四十五の中で、各省設置法の中で定められているものが二百四十四でございます。そのうち単独設置法で定められているものが十六でございます。実体法のみに根拠がございますものが一つというふうになっております。

○山崎昇君　そうすると、重ねてお聞きますが、二百四十五のうち設置法と実定法と二つで根拠を置かれているものはないということになりますか、そうじゃないんでしょう。設置法だけでやまっているものが十六で、実定法だけが一つで、他は両方の法律に根拠を置かれておる、こう理解したいと思うんですが、間違ひありませんか。

○政府委員(辻敬一君) いずれにいたしまして
も、設置法体系の中に定められているものが二百
四十四あるわけでございます。

○山崎昇君 大変行管長官済みませんがね、総務長官来られましたので、一点だけちょっと総務長

官に聞きたいと思いますので、御了解願いたいと思うのです。

総務長官ね、実はいま審議されている法案とは直接関係ありませんが、きのうきょう来、新聞やテレビ等で盛んに同和对策事業の臨時措置法の延長をめぐりまして報道されているわけです。そこでこの問題については、私の隣におります野田委員も予算委員会で、あるいはその後のいろいろな委員会で審議されて、総務長官としては今国会に政府提案をしたい、この趣旨の答弁がありまして、今日まで推移をして努力されていると思うのですが、ただ、今国会中といいますが、御存じ

のとおり十七日が会期末であります。政府首脳会議では会期延長をやらないと、こうなっておるようでありますから、私はそれは真に受けて信用しておきたいと思うんですが、もしそうだとすれば、この法案のかかりますのが内閣委員会なんです。そうすると、きょう出ておりませんが、あと内閣委員会を想定いたしますと十六日しかござ

いせん。仮に、会期末でありますから最終日にやる、といったしましても、今週中ぐらゐにこの問題について政府から提出がなければ、私は政府首脳会議で決めました会期内ということがほごになつてくるんじゃないだろうか、これはやっぱり政治的には私は大変なことになるんじゃないか、と思うものですから、一言であります、一体総務長官は、この会期末を控えてどうこれを夙

置をさねるのか。中身につきまして私はきょうに聞きますので、あなたの見解をお聞きをしたい。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 御指摘の点につきましては、各政党間の話し合いを鋭意努めているところであります。大体各政党間の意見も合意は達しつつある、こういうふうには踏まえてお

ます。そういう意味から、各省間のいま調整をいたしておりますが、もう少しのところで調整が詰まってくる。そこで問題の提出の時期であります。速やかに提出をいたしたいと、特に会期末を控えておりますので、できるならば今週中に最

善の努力をいたしたいと、こういうふうと考えておられます。

○山崎昇君 いま長官から、できれば今週中にというお話ですから、あえて言うこともないと思うのですが、ただ、私も少し心配いたしますのは、新聞報道が先行いたしますので、もうすでに政府は態度を決めておられるのをしているのだという形の、言うならば政治不信みたいなものが上がってまいります。そこで金曜日、あしたは閣議のある日ですから、私もその理解としては、今週中にあなたといまの努力を私もなによりに理解をするつもりは、ああ、あしたの閣議あたりで決まっておりますのかと、こういう気もするのですが、畳みかける意味ではありませんが、その程度に私も理解をしていると、こうあなたに聞いておきたいと思うのですが、よろしくごさいますか。

○國務大臣(稻村佐近四郎君) 新聞、テレビ等の、新聞は拝見をいたしました。テレビ等の問題についても放送されたようでありますが、これは各省連絡をいたしておりますので、恐らく総理府の方から漏れたものでなく、各省間の連絡調整をいたしております。たとえば期限の問題その他の問題についても各省との連絡をいたしておりますので、そういうところから記事として流れてくるものだと私は解釈をいたしております。そういう意味で、閣議決定というものは明日でございまして、これには、そこまでなかなかむずかしいのではないかと、ただ、提出をするというか、党に対して提出をするという点については、できるだけ間に合わせるべく努力をいたします。

○山崎昇君 それじゃ、私の方も、あなたが再三再四会期中にと、こう言われておりますから、十七日までにはこの法案が成立するものというのを期待をして、あなたの最後の努力を要請をしておきたい、こう思います。どうもありがとうございます。それじゃ結構です。

行管長官、大変感謝でした。

そこで、具体的に二、三内容的に入っていく

いと思うのですが、廃止する中に、一つは連合国財産補償審査会というのがございまして、これは連合国財産補償法の十八條で決まっておりますわけでありますが、今度はこれを削除して、政令の定めるところで置くことができる、言うならば法的な根拠は外していいと思います。いままではこの法律で政令に譲るというやり方をとってきまして、今度は政令に譲るというやり方をとってきまして、考へようによっては廃止にならないんじゃないだろうか、必要であればまた政令で設置をする。そして、もともとあった見方をすれば、国家行政組織法八條の私は変質ではないんだらうかとさえ思われるんですが、一体この連合国財産補償審査会というものをどういうふうな考えられておられるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(辻敏一君) ただいまの連合国財産補償審査会でございますけれども、条約の発効後すでに二十年以上たつておるわけでございまして、この不審審査を請求することができず期間が経過しておるわけでございまして、したがって、この審査会が活動する事態はほとんどないわけでございまして、そこで今回の考え方は、常設の機関としては廃止をするということにしたわけでございまして、ただし、将来政令によりまして設置することとができる可能性を残したのにはわけがあるわけでございまして、ポリビア、コンゴビア、ルクセンブルグの三国につきましては、なお法的に審査請求を行う理論的な余地が残っているわけでございまして、完全なその道を閉ざしてしまうということとは国際信義上も問題がある、かように考えまして、常設の機関としては廃止するけれども、万が一の場合に備えまして政令で設置をできる可能性を残した、かようなことでございまして。

○山崎昇君 だから、それは厳密に言えば、やっぱり行政組織法の第八條とは異質なものになってくるでしょう。審議会に常設とか非常設なんてことはあり得ないんですね。最初に私が確認いたしましたのは、法律に基づいた以外のものが存在いたしますかと言ったらないと言ふ。すべて、これ

を生かすも殺すも、設置するもやめるも、政令に譲るなんていうやり方は実質的には組織法八條の私は変質だと思ふんです。これは余りにも行政機関としては都合のいいやり方じゃないでしょう。か、私はどうしても納得できない。初めてです。こういうことをやるのは、今度か。もしこういうことが許されるなら、今後こういう形のものがたくさん出てくる、なし崩しに私はこの第八條というものが改正されていくのと同じ結果になつていく、そういう危惧を持っております。ですから私は、本来なら、一体この付属機関とは何かから始まって、少し前でありましたけれども、三条機関、八條機関についてかなり私はあなたの方と論戦した一人なんです。そのときにもかなり厳密にやりましたけれども、いまこのやり方というのははきわめて私は遺憾だと思ふ。

あわせてもう一つ私は例をとって言えば、これは過日の委員会でもほかの委員の皆さんから議論のありましたように、労働基準監督官分限審議会もそうでありまして、これも今度、労働省設置法の中から削除しちゃう。そして、何でやるかと言へば、労働基準監督官分限令という政令だけでやっていくということになる。とどのつまり、これもあなた方は廃止と言ふんだが、廃止にはならぬ。言うならば八條の脱法行為にたいしては私どもとれないんです、こういうやり方というのは。この点は、特に国家行政組織法を厳密に扱わなきゃならぬ行政管庁としては私も承服しがたいと思ひつておるんです。もう一遍あなたの見解を聞きたい。

○政府委員(辻敏一君) 連合国財産補償審査会の問題からお答え申し上げますと、法律の根拠はないということではないわけでございまして、御承知のように、連合国財産補償法の一部改正をお願いしておりますが、政令で定めることとすることにより連合国財産補償審査会を置くことができる」ということにさいしていただいているわけでございまして。

それから、労働基準監督官分限審議会でございます。まずけれども、これも御承知のように、罷免事案が生じたときに発動する審議会でございます。審議事案もきわめてまれにしか生じないわけでございまして。そこで常設の審議会としては整理をいたしまして、万が一不幸にしてそういう事案が生じた場合には、その都度設置することにさせていただきます。その場合の法律の根拠は労働基準法の第九十九條でございまして、これは現状のまま存続をするということにしているわけでございまして。

○山崎昇君 それは違ふんじゃないですか。あなたのいま言われた労働基準法の、たとえば九十九條の第四項というのは何か、労働基準監督官を罷免するには、命令で定める労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする」というだけの話です。ここで設置するなんというところにはならぬですよ。それから、こういうことが許されるならば、これは常設でありません、何か問題の起きたときに政令でやればよいんです。八條がだんだんこれは死滅をしていきますよ、こういうやり方をしたい。私は少くなくとも、こういう付属機関という行政機関をつくるならば、八條にありますようにきちんとした根拠に基づいてやるべきものである。だから先ほど大体三つの類型にわたってあなたの方の見解を聞いたわけですが、ところがその根拠を外して政令にすべて譲ってしまった、政令で設けたりやめたりすれば国会は議論できましよう、形の上では、これはどうあなたの方が強弁しようとも、八條の私は脱法行為だと思ふ。実質的な八條の改正だと思ふ。あなたの方は、再三再四国家行政組織法の全般にわたって改正しようという考え方を持っておりますけれども、なかなかそれがいいかない、いいかないから私はこういうところに悪知恵が働いてきているんじゃないかとさえこの二つを見て思わざるを得ないんです。これはどうして私は長官納得いかないんです、このやり方は、政令でこういう審議会を適当につくったりやめたり、それによって行政行為が行われていくな

んといふことは許されない。これは考え直してもらいたいと思うんですが、長官どうですか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の形態といたしましては常設の審議会がもちろん多いわけでございますけれども、中にはいろんな事由によりまして必要の都度設けるという、いわば非常設と申しますか、そういう審議会の形態もあり得るわけでございます。現行の法体系におきまして、たとえば地震保険審査会でございますとか、原子力損害賠償紛争審査会でございますとか、そういうものは、事の性質上しよっちゅう置いておく必要は必ずしもなくて、そういう事実が起りましたら都度設置をするという審議会でございます。そういうような審議会につきましては、先ほど来申し上げておりますような連合国財産あるいはまた労働基準監督官分限審議会同様な法律の形式になつていくわけでございます。政令で定めることができるというような形になっているわけでございます。今回措置をいたしました二つの審議会につきましては、そういうような、従来からの法体系等も勘案をいたしましてそういう措置をとったわけでございます。

○山崎昇君 それはやっぱり強弁ですよ。

それからもう一つ、私は例としてお聞きをしておきたいんですが、今度の廃止する中に、通産省関係の電気主任技術者資格審査会というのがある。これも今度は通産省の設置法及び電気事業法からこの規定が削除されちゃう。これはもう根拠がなくなつてきちゃう。そうして電気事業法には電気主任技術者資格審査会というのを置くことにしている。言うならば、審査会というのをやめて今度は審査委員というものを置く。どこにどういう区別があるのか私はよくわかりませんし説明を求めたいと思うが、これもこういうやり方をしたいければ、言うならば、国家行政組織法の上では審査会というのがなくなつていっちゃう。かわりに今度審査委員というものを置く。やつては理解するんですが、そうならないとやっぱり再三再

四私はしつこいようですが、第八条というものは形骸化していくんじゃないだろうか、こういう心配をするものだから重ねてお聞きをしますが、一体この電気主任技術者の場合には、審査会をやめて審査委員とする理由は一体何なんだろうか、どういうこれは違ひがあるんだらうか、それもあわせてひとつ説明願つておきたい。

○政府委員(辻敏一君) 今回、行政改革の一環といたしまして審議会等の整理統合を御提案申し上げておるわけでございますが、その中でどういうものを廃止するかということにつきまして、第一は三つ基準を考えたわけでございます。第一は、社会経済情勢の変化によりまして必要性が低下したものと区分でございます。それから第二は、運営の実態を見てみますと活動が不活発である、開催実績等から見てそういう実情にあるというものが第二でございます。そのほかに、第三番目といたしまして、ほかの一般的な行政手段によつて対処可能なのではないかと、たとえばたいてい御指摘のございました試験委員制度を活用するとか、あるいは関係方面から随時意見を聴取いたしますとか、関係省庁間の連絡会議を密にいたしますとか、そういう、審議会というふうな形によらない、ほかの一般的な行政手段でカバーできるものもあるんじゃないかということを考えまして廃止を検討をいたしましたわけでございます。

ただいま御指摘の電気主任技術者資格審査会はその基準によりまして廃止をお願いしているわけでございます。確かに御指摘のように試験委員という形をとるわけでございます。この試験の取り扱いでございますとか資格の審査でございますとか、そういう実体は相変わらず必要なのでございます。しかし、あえて審議会というふうな機関を設けなくてもそういう委員制度で対処できるんじゃないか、その限りにおきまして、私どもは手続も簡素化したしまして、行政の簡素合理化に資するんじゃないか、かように判断をいたしました次第でございます。

○山崎昇君 やっぱりこれもあなた方は、ただ法律上はやめにして政令で設けると、実態から言えば何にもこれは削除したことにならない、廃止したことにはならない。こういうやり方は、国会の審議権とも関連する問題でもありすけれども、私はとるべき道ではないと思う。しかし、きょうは時間ありませんから、この問題だけやっていると、事実上死んでいくことになるかと私は警告だけきようはしておきます。

それから第二に、統合の問題で二、三点お聞きをしておきますが、国土総合開発審議会に、今度先ほど説明ありましたように統合されていきます。ところが、これもまたさっきの御説明によりますと、現在四百五十人ぐらゐでございますが、三百人程度ぐらゐに減るといふことになる。恐らく特別委員会というものは、このままでいきますと十三か十四でございんじゃないかと思う。そうすると、形の上は統合、こうなるが、実態は統合されていない。さらにこれが問題になります。これは、この特別委員会で決めたものはそのまま審議会で決めたものとみなすというふうな考え方もとるようですね。そうすると、運用上からいいますと現在の審議会というものがそのまま残る勘定になっちゃう。名称だけは一つにしたけれども中身は何にも一つになつていない。これもまた私は、簡素化簡素化と言いつつ、やっていることはほとんど簡素化になつていない。全く私に言わせればずいぶんやり方じゃないかと思う。どうですかね、長官、こういうやり方というのは、確かに表向きは委員は少し減つたような感じにもなります。しかし、これも政令がまだ出ていませんし、ただこの程度という説明だけで、本来なら詳細に私どもお聞きをして議論せねばなりませんが、時間がありまじやうで私の方も省略をしておるわけですので、この点についてどういふ見解を持つのか聞いておきたい。

○政府委員(辻敏一君) 国土総合開発関係の審議会、ただいま十四あるわけでございますが、これを一つの審議会に統合することを御提案申し上げているわけでございます。その理由でございますけれども、現在、地域ごととか事項ごとにいわば縦割りの審議会になっているわけでございまして、国土総合開発と申します仕事につきましては、申し上げるまでもございせんけれども、一方におきまして全体としての総合性に着目する必要があるわけでございます。また、他方この地域性と申しますか、特殊性と申しますか、そういうものにも十分注意を払つていかなければならないわけでございます。その二つの要請を考慮してみますと、現在のような縦割りの審議会よりは、一つにまとめましてその特別委員会という形で運営していただく方が、全体として見まして行政の効率化に資するんじゃないかと考えたわけでございます。それから、先ほど御説明申し上げましたように、委員の数も減らすつもりでございますので、その限りにおきまして事務手続もまた簡素化される面もございまして、行政の簡素合理化に役立つのではないかと、かように考えたわけでございます。

それから、特別委員会の議決をもつて審議会の議決とするという点でございますけれども、この問題は、御承知のようにほかの審議会でも部会の決議をもつて審議会の決議とすることができるといふことはかなりたくさん例があるわけでございます。その部会なり特別委員会の守備範囲におきまして、いろいろな専門的、技術的な提言を行うような場合には、こういう方法も一つの方法ではなからうかと考えているわけでございます。もちろん、必要に応じて本審議会あるいは総会に付議をする方式をとつていただくことは可能でございます。そので、それぞれの審議会の実情に応じまして適切な運営を図つていただくのには、むしろこういう方法の方がよろしいのではないかと、このように思つたわけでございます。

○山崎昇君 やっぱりこれも便法なんです、考えてみれば。表向きには十四の審議会、一本になりましたがそのまま存続をされる、そうして、いま言

うように、特別委員会の決定がそのまま審議会の決定になっていく、場合によっては総会でやる場合もあります、こう言う。運営は何にも変わってきません。私は北海道開発審議会の委員でもありますが、北海道開発審議会の場合は四つの特別委員会つくりますが、そこで決めても最終的には全部委員長報告がありまして、総会で全部確認をするという方式をとっている。必ずしもこんなことにはなっていないです。だから、私は何といいますが、国会で余り議論にならぬように、行政権限の範囲内で適当に委員会をつくったりやめたり、運営その他やるような仕組にということになつてくると、先ほど来申し上げているように第八条というのは骨抜きになつていくという危険性を持つてゐる。これもその点だけきよう指摘をしておきたいと思ふんです。

さらに問題になつておりますのは、科学技術庁関係でも二つのものが一つになります。これもまた政令に全部譲られてくる。ですから、私は今度のこの審議会の内容を見まして、廃止廃止と宣伝するわりあいには実際は廃止にならない。簡素化と簡素化と言ふわりあいには内容は従来と何にもそう変わりはない。こういうやり方で、外に向かつては大した行政機構改革やったような宣伝だけ行われる。そして行政権限だけがふえて、国会の審議権というのがだんだんだんだん関与する仕方というものが減ってくる。こういうやり方は、どうしても私も言ふならば承服できないという立場をとるわけですが、しかし、いま申し上げておきますように時間ありませんから、きようは問題点としてだけ私は指摘をしておきたいと思ふ。

さらに、厚生省の場合も四つの審議会が公衆衛生審議会一つになる。これもまた、委員定数あるいは委員の構成等は政令に全部譲られてしまふ。従来厚生省の設置法でやつたものが全部政令になつてくると、われわれから言へば手の届かないところになる、国民からいってこれは遠い存在にだんだんなくなつていく、行政権限の範囲内でや

つていくわけでありまして。そういう意味で、私は繰り返して繰り返して申し上げてゐるわけですが、こういうやり方というのは今後ひとつやめるようにしてもらいたいということだけ申し上げておきたいと思ふんです。

それから、今度の改正案の中で審議会の委員に行政機関の職員をかなりやめさせたいという意向もあるようであります。これは一つ一つお聞きいたしませんか、一体行政機関の職員を委員から外すという委員会が、結果としてどれぐらいになるのか。それから、関連して、時間がございませんで、行政機関の責任者が審議会の責任者になつてゐる審議会もたくさんあります。たとえば行政監視委員会もそうであります。そういうものについては今後どうされるのか。やっぱり私は付属機関という性格からいって、当然行政監視委員会の委員長にいたしまして、これは行政監視委員会の委員長を兼ねるなんというところは私はおかしいのではないかと一見解をとる一人なんです。そういう意味では、行政機関の責任者が委員長制をとるというものについてどう判断されるのか聞いておきたい。

第三は、一人の委員がもうダブつてゐるんな委員会の委員になる、極端な場合には二十も三十も肩書きのつく人がいる。一体これで委員会の運営が私は本当にできるのだから、審議会の運営ができるのだから、そういう意味で、この委員がダブつてゐる数もたくさんあるわけでありまして、少なくとも五つ以上ダブつてゐるようなものはどれぐらいあるのか、これも将来どういうふうにか改めていこうとするのか聞いておきたい。

それから、二十人を超える委員の数を三〇％ばかり削ると、こう言う。これは二十人というのはどういう基準かわかりませんが、いずれにしても減らすというわけでありまして、簡素化でしよう。これが将来、まあ画一的にはいかないと思ふが、ほとんどのものがそういう方向に行くという考え方をとるのか、この点もこの機会に聞いておきたいと思ふのであります。

あわせて、国会議員が委員になつてゐる審議会もたくさんあります。これも傾向としては国会議員を外そうではないかという意見もあるようでありまして。物によってはそれも結構でしょうし、外されないものもあるかもしれませんが、そういう方向についてどの程度のことをお考えになつてゐるのか、あわせてこの機会に聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(辻敬一君) 審議会制度の趣旨と申しますのは、申し上げるまでもなく行政に対しまして民意の反映、あるいはまた専門的知識の導入ということとでございます。そういう趣旨からいまして、できる限り民間有識者中心の体制に持つていくことが望ましいわけでございますので、今回御提案申し上げておりますように、行政機関の職員をできる限り排除する、あるいはまた大臣会長制、行政機関職員会長制というようなものもできる限りやめていくということで検討いたしましたわけでございます。

まず第一に、行政機関職員の除外でございますけれども、法律改正によりまして除外いたしますものほかに、政令改正によりまして除外をすることとを予定いたしているものもございますので、約七十人余りがこれによりまして除外される。それから、審議会自体が廃止されることに伴います減もございまして、残りますのは約四十、行政機関職員が構成員となりますのは約四十と考へております。いろいろな人事をいたします審議会でございますとか、あるいはまた三者構成のものでございまして、事業の経営者として公務員が参加する必要があるものでございまして、あるいはまた、重要な政策の調整をいたしますものでございまして、どうしても行政機関職員が参加する必要があるものもございまして、そういうものは今回も例外扱いにいたしておるわけでございます。

それから、その次のお尋ねは大臣会長制でございますが、この大臣会長制につきましても、現在十四でございしますものを残りが八になるということ

を考へておるわけでございます。行政機関職員会長制につきましてもは現在五つございしますけれども、残りが二つになるということでございます。この点につきましてもは、いろいろ御議論のあるところでございますが、まあ行政におきまして政策形成、あるいはまた、行政上の意思決定に關与する度合いがその審議会が非常に濃厚であるというふうな場合もございしますし、行政上の重要政策事項、とりわけ各省庁にまたがるような事項を取り扱うというふうな場合、こういうような場合には閣僚レベルの責任者がその審議会に關与いたしまして、場合によりましては直接閣議レベルに反映させるといふことも必要である場合があるのでございますので、そういうものにつきましてもは大臣会長制などを存置をいたした次第でございます。

それから、その次のお尋ねは兼職の問題でございますが、これは従来から兼職の制限、規制をいたしておりました。兼職の限度は四ということにしてゐるわけでございます。直接には内閣官房の所管でございしますけれども、それを上回ります例外的なケースは最近次第に減少してきてゐるというように承知をいたしてゐるわけでございます。それから、国会議員の先生方が委員になつておられる審議会の扱いでございますけれども、この問題につきましてもは、当然のことながら国会の御意向を十分伺つた上で検討すべき事項でございますので、この際、特に新しい考へで手をつけたということとはございません。

○山崎昇君 それから、これは後で結構ですが、資料でひとつ出してほしいと思ふんですが、私的懇談会というのが大変な数です。あなたの方で掌握してゐるものもあるようでありまして、各省で勝手にかつてかなり八条の問題と関連して議論した一つであります。これは何か、抑制するよりもほとんどほとんどふえていつてしまふ。こういう傾向にありますから、これは後で結構でありますが一覧表でひとつ省別に資料として出してほしいと思ふんです。委員長取り計らつてもらえます

か。——いいですか。

あと、私時間がありませんので、許可可で一つだけお聞きをしておきたいと思ひます。実は今度のこの許可可の問題では、三十一の法律を改正して九十六事項の許可可を整理をする、この資料になっていきます。しかし、臨調の答申等から見ますとまだまだ二十近いものがある。これが五十三年度以降と、こうなっておりますが、一体残る二十近いものはどういうふうな今後処理をしていくのか、まとめて聞きますが、第一点として聞いておきたいと思ひます。

それから、昭和三十三年の臨調の答申の際に、私も当時の資料を見ますと、これは報告、届け出も入っておりますが、主要法令の許可可の件数というのは七千七百五十一件だとお知らせしてあります。ところが昭和四十四年度以降ふえちゃって現在約一万八千件くらいになっていまして、こう言われている。今度一千件ぐらゐ、というよりも、今度の資料によりますと、千二百四十件ばかり処理をするようでありまして、まだまだ相当なものが残ります。それも、法律によるものあるいは政令によるもの等々含めまして相当なものが残ります。したがって、これらのものを今後一体どういうふうな処理されるのか、方針だけきょう聞いておきたいと思ひます。特に行政改革の三年計画でもあなた方は触れておられるわけでありまして、それとも関連をして簡潔にひとつ御説明を願っておきたいと思ひます。

それから、最後にお聞きをしておきたいのは、今回の法案の中で貸家組合法が廃止になる、中小企業振興事業団の評議員の任命も廃止になる。しかし、これらの問題はすでに貸家組合法の場合にはいまから十四年前の臨調でこれが指摘をされておられるのと同じく今度廃止になる。あるいは中小企業の場合でも、昭和四十九年の行政監視委員会が指摘されているが、その後放置されて今度ようやくこれが処理をされていく。言うならばあなた方は、臨調のことでいかぬまでいたしましては、行政監視委員会で指摘されたようなことが余

り実施されない。せいぜい、私は打率で言えば半分ぐらゐしかなくていいと思ひております。そういう意味では、おとといですか、大変荒筋さん、あなた演説したんだが、何にも行政改革の実行が上がっておらぬのですよ、正直に言つて。全く放置されている。ですから、あなたがあれだけの演説されたわけですから、これからいまだに指摘したようなことをどう処理をしていくというのか、あなたの決意も聞いておきたいし、また本当に最後になります。四十六年の五月に、こういう整理法関係が出ました際に当委員会が附帯決議をつけました。その附帯決議も「国民生活に密着し実効あるものについても積極的に実施すること。」「こうなっているが、今日まで提案されたものを見ますと」と、上の方からながめて都合のいいやつだけ適当にやる。国民の生活から密着をして実効のあるものと考えられるものは余りない。そういう意味ではこの四十六年の五月の附帯決議というものをどういうふうな生かそうとするのか、これは最後に管理庁長官の見解として聞いて、きょうのところ私の質問を終わっておきたいと思ひます。

○政府委員(佐倉尚君) ただいま先生の御指摘でございますけれども、臨時行政調査会、三十九年のその改革意見において個別に指摘された許可可、御承知のとおり三百七十九事項あったわけでございますが、そのうち去年の四月一日現在で申し上げますと二百五十二、約六七％実現しているわけでございます。それでその差の分がまだ残っているわけでございますけれども、そのうち今回の行政改革計画に盛り込まれているものが十事項ございまして、これを入れますと大体七〇％の実現率になる見込みというふうな私ども考えております。それで、ただいま先生御指摘のございましたその七千七百五十一事項という数字がございましたが、それと、先ほどこれも先生の御指摘の一万八千件という数字がございましたが、これはかなり範囲が違つてございまして、約七千七と、八千近いこの数、臨調の場合は、これは国民

生活とかなり深くかかわっているようなもの、国民に直接申請等を求めるような許可可、こういうものがその範囲の主なものでございます。一万八千件の場合には行政機関同士の、あるいは地方公共団体あるいは特殊法人等若干入っておりますけれども、そういうものの間の協議とか報告、そういうものまで全部含めて数字でございます。すので、若干その範囲が違つてございまして、ただ、御承知のとおり許可可の総数の問題でございます。私ども、これは非常に把握が困難でございます。私どもも正確な数字はつかまえていないというのが実情でございます。

それから、いま申し上げましたようなことがございまして、積み残しているような分をどうしていくのか、基本方針でございますけれども、これは今回の行政改革計画に盛り込まれていものにつきます。これは五十三年度末までにいろいろ手段を通じて実現していくことはもう当然でございますけれども、さらに各省庁の自主的な、自律的な抑制とかあるいは整理の方向、あるいはさらにまた今後、行政監視委員会あるいは各種の第三者機関のいろいろな指摘を踏まえて、そういうものを交互に措置しながら、なるべく国民負担の軽減及びその行政事務の簡素合理化の方向に向かって努力していくというのがその考えでございます。

それから、個別に御指摘のございました貸家組合法の問題でございますけれども、これはかなり古い法律によつてつくられていたわけでございます。昭和十六年ごろのものでございまして、この中には、当時資料の割り当てとか、そういう特例がございました。それで、ただ最近になりましたこれは要らないんじゃないかというように、たまたま指摘がございましたけれども、たとえば農林省や建設省が考えておりました農住の問題とか、そういうものにこれが生かされることのあるのではないかと、こういう観点がございまして若干保留しておりましたけれども、今回そういうこともほとんど見込みがないということで、今回の計画に

入れさせていただいたような次第でございます。それから、中小企業の方のことで御指摘がございましたが、これはやはり法律改正の機会が余りなかったというように、現在まで延びていたというのが実情でございます。

そのような次第でございます。今後とも、ただいま申し上げましたように国民負担の軽減と行政事務の簡素合理化、こういうものを目指して許可可についても極力整理していくという方向に進みたいと考えております。

○國務大臣(荒松清十郎君) 山崎さんが御指摘いたされて、よく承りました。まあ行政の改革をする、簡素化、合理化、廃止すべきものは廃止をしていくというふうな、いろいろな問題等がありまして、なかなか、御指摘のように、考えていることが全部実行できると私考えておりませんが、まあ鋭意努力いたしまして御期待に沿うようにいたします。

○和泉照雄君 私、は、去る九日の質疑に続きまして、審議会の問題と許可可の問題について質問を続行してまいります。

そこで、まず郵政審議会についてお尋ねをいたしますが、これは古い話でございますけれども、昭和四十六年の参議院の通信委員会において郵便法改正案を審議した際に附帯決議がなされております。その内容は「郵政審議会の任務のいよいよ重要性を加へつたことに鑑み、その機能を強化するため必要な措置を講ずること。」「この一項があるわけでございますが、この事項はその後どのように処理をされたのか。それからまた、この郵政審議会の委員構成についてでございますが、現在四十二名でございます。その割り振りは三分割されて、現在の官僚または官僚出身者、学識経験者、業界の代表と、このように三分割されておるようでございますが、消費者代表、一般庶民の声は届かない仕組みになっておるようでございますが、庶民の声をよく反映させるように構成員を改める必要があるんじゃないかと思ひますが、御所見をお伺いします。

○説明員(角久司君) お答え申し上げます。

去る四十六年の四月、当参議院逓信委員会においてなされた附帯決議の中に郵政審議会の機能強化の件が含まれていることは御指摘のとおりでございます。その後、郵政省といたしまして郵政審議会の所掌事務の重要性にかんがみまして、郵政審議会が附帯決議の御指摘の趣旨に沿ったものとなるよう検討いたしましたところでございます。

で、いろいろ検討いたしましたのが、当面、要は運営面といえますが、なかなか委員の構成の問題ではなからうかというところで、今日までいろいろと委員の構成について配意を加えてきております。先生御案内のとおり、郵政審議会の委員は郵政審議会令第三条の規定するところによりまして郵政大臣が三条に規定する方々の中から任命されているところでございますが、任命に当たりましては広く各界の有識者を網羅した任命となるように配意してきていますところでございます。ちなみに委員の構成を見てまいりますと、この四十六年の附帯決議がなされた当時の問題でございますが、言論評論界の先生方が七名、学界が五名、それから経済界が八名、それから行政経験者が十一名、労働界その他が六名、行政機関の職員が七名、合計四十四名でありました。ただいま申し上げました言論評論界、学界、経済界、行政経験者、労働界その他と申しますこの分類は、何分にも先生方お一人お一人は各方面で活躍の先生方が多いので、厳密な意味で分類することは実際問題として非常にむずかしいのでございますが、まあ仮に分類してみますとこのようになっています。

うであつたということでございます。ところが現在では、四十六年でございましてそれから七年間経過しておりますが、現在では、同じような分類にしまして言論評論界で八名、学界が八名、それから経済界が七名、行政経験者が七名、労働界その他が九名、そのほか行政機関の職員が四名、合計四十三名というよう構成になってきております。

それから、第二点の消費者の代表が入っている

ないではないか、もっと消費者の代表を入れるべきではないかという御指摘でございますが、先ほども申しましたとおり、郵政大臣が郵政審議会令の規定するところの中から任命しております。それで、現在の委員の構成の問題についてであります。

が、先ほど第一点で申し上げましたとおり、これまでに改めるべきものにつきましては措置をしまいつてきていますところでございます。現在、先ほども申しましたように分類をいたしますと、先ほど申し上げましたような状況になっております。特に先生御指摘の消費者の代表というものは、先生御指摘の消費者代表というものは、たといばいま申し上げました分類で申し上げますと、言論評論界八名、労働界その他九名の中に委員の先生方がおられるというふうなふうに理解しておりますし、先生の御指摘の消費者の代表と目される先生方も当時比べてふえてきているというところで、現在、近く行政機関の職員である委員四人を除外することになるといことは別といたしまして、大体、はば各界の有識者を網羅した適正な構成になっているのではないかとこのように考えている次第でございます。

○和泉照雄君 私は、消費者代表というのは庶民の代表の一部として申し上げたんで、学識経験者、官僚の方々、それから経済界と、こういう上層にやなくてもう少し底辺の事情のよくわかった庶民の声を反映する郵政審議会にしてみたらうために構成人員を、今度そういうような行政職の方が四名除外をされるということとで少し余裕が出たわけでございますから、そういう時期に構成人員の変更を積極的に行っていたらいいかと、こういうことでお尋ねしたんですが、その決意があまりに

なるかどうかですね。

○説明員(角久司君) ただいま申し上げました行政機関の職員が近く四名除外することとなるというところでございますが、これにつきましては、そのほか審議会の委員の定数の縮減という問題で

ございまして、先日来からここでいろいろ行管の方から説明があったようでございますが、うちの四十五名以内の郵政審議会につきましては七名減員になることになっております。その中で、四人は行政機関の職員を除外するということになりました。

が、まあそれ以上の縮減が行われますので、当面除外した後の後補充ということには、直ちに事実問題としては発生いたしてまいりませんが、先生御指摘のとおり、郵政審議会には国民に密接した事業についての諮問機関あるいは建議機関でございますので、今後とも郵政審議会の任命に当たりましては広く各界の有識者あるいは先生御指摘の趣旨のような方が適正な構成で維持されるように慎重に配慮してまいることと考えております。

○和泉照雄君 くだいようですが、おともいも論議されたことで、行政改革というのは切なるばかりじゃなくて機能を強化する面もあるんだと、こういうようなことで、一応二十名以内という基準が示されてあるそのことに向かつての努力はわかるわけでございますけれども、やはり庶民に非常に影響力のある郵政審議会というものは、そういう機能を強化する意味でも、少し不足の分を庶民の声を反映するということとでぜひとも今後前向きでやっていたらいいかと、これは要望しておきます。

次は、労働省もしくは総理府婦人問題企画推進本部にお尋ねをいたしますが、御婦人の方の有業者の数、それから対男子の有業者の数の対比はどのようになっているんでしょうか。

○説明員(高橋久子君) 昨年の就業構造基本調査によりますと、女子の有業者の数は約二十万人でございます。男子の有業者の数は三千三百五十万人でございます。

どのようなものか、政府はこれに対してどのような評価をしていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○説明員(高橋久子君) この女子の有業者のうち、婦人の雇用者の数は約二百五十一万人でございますが、その婦人の雇用者がどのような職業分野についているかということで見ますと、五十二年の労働力調査によりますと、まず第一に事務従事者でございます。これが四百五万人で最も多いわけでございます。次が技能工、生産工程作業、いわゆる生産現場で働く方々が三百六十万人、三番目が保安職業、サービス職業従事者百六十万人、四番目が専門的技術的職業従事者百四十六万人、五番目が販売従事者百三十九万人でございます。

で、このうち、専門的技術的職業従事者のうち女子が全体でどのような割合を占めているかというところでございますが、専門的技術的職業従事者総数に占める女子の割合は四一・三%でございます。その中で比較的高いのは医療保健技術者、これは助産婦、保健婦、栄養士、看護婦等を含むわけでございますが、この総数に占める女子の割合は七七・四%でございます。それから教員でございますが、教員の総数に占める女子の割合は四〇・四%でございます。それから、その他の専門的技術的職業従事者といしまして、これは保育母等を含んでおります。保育母、社会福祉事業の専門職員等を含む分類でございますが、その中に占める女子の割合は六六・八%でございます。

○和泉照雄君 審議会が二百四十六名でございますが、その中で婦人委員が占めている員数、何名委員がいっぱいいるのか、大体その数はパーセンテージにするのとどれくらいなのか。これは総理府の方でも労働省でもどちらでも結構ですが、お答え願いたいと思います。

○政府委員(清水注君) お尋ねの点につきましては、本年の三月現在の調べでございますが、婦人の委員を任命しております審議会の数でございますが、九十一審議会でございます。そういったし

して、婦人の委員の数でございますが、これは百七十七名でございます。この審議会の委員の全体の数は五千四百五十八名でございますので、婦人委員の占めるパーセンテージは約三・二％でございます。

御参考までにつけ加えますと、昨年の四月現在ですと、このパーセンテージが二・八％でございます。婦人委員の数が百五十一名であつたわけでございます。したがって、約一年弱の間に二十六名ふえまして、比率が二・八％から三・二％に、わずかも少し増えましたが、上昇の方向に向かつていくことでございます。

○和泉照雄君 いま婦人委員の方がお入りになっておる審議会が九十一ということでございますが、そうしますと、全然婦人委員が入っていない審議会というのは、二百四十六から引きまして百五十五ということになります。ちょうど三分の二ぐらいですかね、ということになると思うんですが、それでいいんでしょうか。

○政府委員(清水注君) 審議会の数の上で申し上げます。

【委員長退席、理事原文兵衛君着席】
約三七％ぐらいの審議会に婦人の御参加をいただいているということになります。

○和泉照雄君 じゃお尋ねいたしますが、先ほどの御答弁で、御婦人の方々の社会的な地位の向上を実現する一環として、昨年の六月、婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱が発表されております。その中に「審議会等委員への婦人の登用」の項目においては、「国(中央及び地方支分部局)の審議会等委員に婦人を積極的に登用し、まず政府全体として一〇％程度の引上げをめざす」とありますが、先ほど三・二％という非常に低い数字のようでございますが、この「一〇％程度」とした背景、その根拠、理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(清水注君) 昨年六月の行動計画におきまして、今後五年間をめどにいたしまして一〇％程度を目標として努力するということを打ち出したわけでございます。この五年間と申しますのは、婦人問題の十年行動計画というものの前半の一つの重点事項というふうなことでその中間点をねらいとして取り上げておるわけでございますが、その際一〇％という一つの目標を設けたわけでございますが、この背景と申しますか、当時におきましていろいろの分野における婦人の活動の状況、これをにらみまして、当面の目標として一〇％をまず努力目標として掲げたということでございます。

ちなみに、当時わかつておりました各種分野における婦人の参加の例を、二申し上げますと、これは国会の場合に申し上げますと三・三％でございます。これは当時の資料でございます。それから、国会議員でありますと一・二％、市会議員は二・〇％、そういう状況でございます。それから、中央の政府のレベルにおける審議会は、先ほど申し上げたように二・八％、こういうような状況がありました。あるいは管理的公務員というふうな分野でとらえますとこれが〇・九％、それから小学校の校長先生で一・六％、あるいは大学教授で三・二％、裁判官で二・一％というふうな数字がございまして、これらを踏まえて皆さん方の御意見によつて一〇％という努力目標を立てたと、こういう経緯だと承知いたしております。

○和泉照雄君 一〇％の委員の構成の提言をされたのが去年の六月ですね。そうしますと、去年の四月は大体二・八％で百五十一名、政府機関が。これは百七十七名、二十六名増で三・二％。そうしますと一年の間に〇・四％、二十六名が実現したと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(清水注君) 事実がそうでございますが、一つつけ加えていただきますと、審議会の委員の任期が来しました際に、交代といひますか、次の後任者を選ぶ段階でいまだで男子でやっております委員を婦人に切りかえていくというふうなやり方が一番主にならうかと思ひます。そういうことでございます。

○和泉照雄君 非常になんか例を二、三挙げてみますと、通産省、環境庁の関係の審議会でございますが、産業構造審議会の委員の定数が百三十人のうち婦人の委員はたった四名でありまして、中央公害対策審議会の九十名のうち婦人委員は二名というふうになっております。この分野に婦人の学識経験者や関係者がいないかという点、私はそういうことではないと思ひます。こういうふうなことで、この点について、推進本部あるいは環境庁等は検討されたかどうか、今後どのように推進をしていくつもりなのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(山崎衛君) 先生、御婦人の委員の方が二名と御指摘になりましたが、それは昨年の十一月までが二名でございまして、昨年の十二月以降は四名ということになっております。先生御承知のとおり、中央公害対策審議会の委員の方は、公害対策基本法二十八条に基づきまして公害対策に關しまして学識経験のある方を任命するということになっております。今後ともそのような御婦人がおられれば御就任いただくという方向で検討していく、さう考へております。

○政府委員(清水注君) ただいま環境庁からお答えがございました。通産省の方からお答へするのが至当かと思ひますが、私どもの方といたしましては、委員の任期交代というふうな際には、今後一層この基本方針を実現するように努力していただくべく働きかけをしてまいりたい、かように考へます。

○和泉照雄君 ではここで長官にお尋ねをします。いままで婦人委員のことを質疑してきたんですが、お聞きのとおり非常に少ないということはもう御承知と思ひますが、去る四月には婦人週間という行事もあつて、婦人の行動計画などによつて婦人の地位向上が叫ばれておるのは御承知と思ひます。また、性別で見ましても男性よりは女性の方が多い。しかも先ほど御答弁もあつたように、女性の有業者数というのも男性に匹敵して非常に多い。社会的進出は著しい。それぞれの分野において関係者、有識者が数多く輩出していることを考えると、いままで質疑の中でわかつたのとおり、婦人委員というのは非常に少ないように思われてならないわけでございますが、現行の定数を少なくとも二倍ぐらいにしてもよいんではなからうかと思ひますが、この点について各省庁とも連携をおとりにならないければならないと思ひますが、まず長官のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(荒松清十郎君) おっしゃることよくわかりまして、まあ男とか女とかそういう問題でなく、適材適所であり、また優秀な方はほとんど採用するということとでなくちやいけなかつたと思ひます。これは委員を任命するのは各省でやることですが、お話の意義を体しまして各省と連絡をとりまして、そういう実の上がるようにいたしていきたいと思ひます。

○和泉照雄君 行管庁にお尋ねをしますが、この二百四十六の審議会の委員の年齢別の人員構成比について、大体四十歳代から五歳段階でお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(辻敬一君) 審議会の委員の人数につきましては、御承知のようにそれぞれ任命権を有します各大臣の問題でございますので、私どもその委員の年齢別の構成等につきましては全体として把握する立場にございまして、ただいまのところ具体的なデータを持っておりません。

○和泉照雄君 それぐらいのデータは持つておらなければ、私は行政改革の実は上がらぬのじゃなからうかと思ひますが、見てみますと、委員の年齢は大体六十から七十歳の方がほとんど審議会は中心のようでありまして、そこで、これも把握し

もう御承知と思ひますが、去る四月には婦人週間という行事もあつて、婦人の行動計画などによつて婦人の地位向上が叫ばれておるのは御承知と思ひます。また、性別で見ましても男性よりは女性の方が多い。しかも先ほど御答弁もあつたように、女性の有業者数というのも男性に匹敵して非常に多い。社会的進出は著しい。それぞれの分野において関係者、有識者が数多く輩出していることを考えると、いままで質疑の中でわかつたのとおり、婦人委員というのは非常に少ないように思われてならないわけでございますが、現行の定数を少なくとも二倍ぐらいにしてもよいんではなからうかと思ひますが、この点について各省庁とも連携をおとりにならないければならないと思ひますが、まず長官のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(荒松清十郎君) おっしゃることよくわかりまして、まあ男とか女とかそういう問題でなく、適材適所であり、また優秀な方はほとんど採用するということとでなくちやいけなかつたと思ひます。これは委員を任命するのは各省でやることですが、お話の意義を体しまして各省と連絡をとりまして、そういう実の上がるようにいたしていきたいと思ひます。

○和泉照雄君 行管庁にお尋ねをしますが、この二百四十六の審議会の委員の年齢別の人員構成比について、大体四十歳代から五歳段階でお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(辻敬一君) 審議会の委員の人数につきましては、御承知のようにそれぞれ任命権を有します各大臣の問題でございますので、私どもその委員の年齢別の構成等につきましては全体として把握する立場にございまして、ただいまのところ具体的なデータを持っておりません。

ていらつしやらないのじやないかと心配するわけ
でございますが、お聞きしますが、委員の平均年
齢は何歳ぐらいなのか、特に若い委員の年齢は何
歳ぐらいの人が多いのか、そこらあたりをお答え
願います。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の委員の人選につ
きましては、先ほど申し上げましたように各省の
問題でございますけれども、御承知のように三十
八年の九月に閣議で口頭了解をいたしておられ
て、任命の基本的な考え方はもちろん適材適所、
適任者本位ということでございますが、できる限
り清新な人材を起用する、それから高齢者は極力
避けるというようなことで運用をしているわけで
ございます。しかし、先ほど申し上げましたよう
に、委員の年齢の構成というのは、私ども資料と
して把握いたしておりませんので、平均年齢が幾
らかということとは承知いたしておりません。

○和泉照雄君 これもやはり検討材料として整備
をされておくように強く要望しておきますが、最
近の国勢調査によりまして、昭和生まれの方々
が総人口の約八割を占めており、社会の中心として
活動しておられることは御承知であると思いま
す。また、六十、七十歳代の人と比べると、年
は若いけれども学識と経験も、実際に即した活動
もしかりしたものを持っておられます。それに
反しまして、六十、七十歳の方々は、経験は豊富
でございますが、社会活動という、そういうこと
をばば退いた方がおなりになるということで、
審議会の問題からしますと、いろいろ諮問をし答
申をするということからしますと、やはり昭和生
まれの方々の大いに起用するということが大事で
はないかと思つてございまして、この点につ
いて行政管理局長官は何かお考えでしょうか。

○国務大臣(荒松清十郎君) 年のことを言われる
とここの方は非常に頭が痛いんです、まあし
かし、若い人、昭和時代が八〇%だということ
ですから、年齢の若返りも必要であらうし、また年
をとりまして頭のいいやつは起用するし、まあ
そういう考えでいくのが正しいと思つておりま
す。

○和泉照雄君 審議会の問題についてはこれで終
わりまして、許認可の方について若干御質問しま
す。

最初に行政改革における許可、認可等の整理の
意義について、役割りというものを行政管理局と
してはどのようにとらえていらつしやるか、ま
た、許認可整理をやることによってどのようなメ
リットがあるのかお伺いしたいと思つております。
〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

○政府委員(佐倉尚君) 申すまでもなく、許認可
は国民の多様な行政需要に対処するため、いろい
ろな行政手段の一端でございます。それで、公共
の福祉のために各省庁、行政各分野において許認
可というものが、大ざっぱな話でございますけれ
どもおおむね有効に機能している。しかしなが
ら、社会情勢の変化等によってその許認可を設
置した当時と状況が変わり必要性が乏しくなつたも
のの多いものがあるわけでございます。そういうもの
はもう廃止をする、あるいは許認可等の規制が
非常に厳し過ぎると考えられるものについては再
検討をしてこれを緩和していくというようなこと
が必要であらうかと思つております。

それで、そのメリットの話をございましてけれど
も、やはり一番大きなメリットは二つあるという
ふうに考えております。一つは許認可等に対する
国民の負担、これを軽減していくこと、それから
やはり行政事務の簡素化に資する、この二つが大
きなメリットであらうかと考えております。

○和泉照雄君 許可、認可ということとは、国民の
生活に深い関係があることはもう御承知と思いま
すが、これらの毎年の許認可の増減、減数という
のは行政庁では把握しておられると思ふんです
が、その点はどうなのか、それから総体は幾らぐ
らいであるのか、その点をお答え願います。

○政府委員(佐倉尚君) 許認可等というふうに一
口に申し上げておられるわけでございますけれども、
この中には非常に多種多様なものが入つておりま
して、たとえば承認とか認証とか、あるいは指定

とか、あるいは車の検査とか、そういうものもず
いぶん種類が多々ございまして。私も大体二十一
ぐらいの種類に分けて考えておりますし、それか
らまた、幾つあるかというお話でございまして、それ
ども、これも数え方が非常に各方面でまちまち
な点もございまして。たとえば法律の場合でも、項
ごとに勘定するところがあるわけを勘定する
かといったようなことがあるわけでございまして。そ
れで、その増減の話でございまして、私も、私ど
もはつきりした数字はなかなかつかまえない
わけでございますが、自信を持ってここで申し上げ
るような数字は把握しておらないのが実情でござ
います。ただ、今回の行政改革計画のために各
省から出していただいた概数が約一万というふう
になっておりますので、大体それくらいかと考え
ております。

○和泉照雄君 そこでお尋ねをしますが、四月一
日号のジュリストの誌上座談会で行政管理局長
は、「行政事務のうち許認可等の整理合理化があ
りますが、これが一、二四〇事項という数字にな
つておりますが、許認可の総件数がざっと二万件
でありますから、その中で一割強を整理するわけ
であります」。このように述べていられますが、
この一万件というのは、いまも局長も御答弁にな
つておりますが、数字はどこから出てきたのか。
四十三年度の行政三カ年計画に基づいた許認可の整
理を行う際の対象総件数は一万八千五百三十七
件、許認可が一万一千八百八十八件、報告が七千四百
四十九件、合計一万八千五百三十七件、このよう
になつておりますが、そうしますと八千件もギャ
ップがあるわけでございますが、この中には報告
といふのは入っていない数字なのか、そこらあた
りを明らかにしたいと思つております。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまお話のございま
した四十三年度の行政三カ年計画に基づくときの
一万八千五百三十七件、私もこのように把握し
てございまして、これには国民とかかわりが深い
許認可等のほかに、各省庁の所管に係るすべての
許認可と申しますか、報告類、地方支分部局か

ら、あるいは地方公共団体等から徴収する報告あ
るいは相互の協議、そういうふうな範囲を広くと
りましてそれが一万八千五百三十七と、一応そう
いう事項数になつて出てまいつております。先ほ
ど申し上げました約一万という数字、一万弱でござ
いますけれども、これは先ほど申し上げました
ように、今回の行政改革計画のために、各省から
国民生活とかかわりの深い許認可をピックアップ
して出してもらつたときの概数が一万ということ
でございまして、範囲が若干違ひますので、そう
いう食い違ひが出ておるわけでございまして。

○和泉照雄君 報告は入つておるの。
○政府委員(佐倉尚君) 最初の話の約一万八千と
いう中にはその報告類は大体入つておるのと。
○和泉照雄君 一万弱という中には。

○政府委員(佐倉尚君) 約一万弱という場合のこ
れには入っていないわけでございます。ただ若
干、非常に細かな点を見ますと――報告と申しま
すと、私がいま申し上げましたのは役所の地方支
分部局あるいは公共団体、特殊法人、そういった
ものからの報告は含んでいない、国民から直接徴
している報告等は約一万という中には入つて
おります。そういうふうな関係になつておりま
す。

○和泉照雄君 今回の整理される中にも報告は三
事項に入つておることは御承知と思つて、いま
御答弁があつたとおり、なかなか数字の把握と
いうものはむずかしいような感じも受けますけれ
ども、そこをしっかりと把握するのが行政庁の職責
ではないかと、こういうふうに思つてございま
すが、幾ら計画整理をしたとしても、一方では
あなた方が把握する以前にふえ続けていると、こ
ういうことで、現在では、国民生活に密接な関係
があるものをピックアップしただけで二万件とお
っしゃいます、それ以外全部含めると二万件ぐ
らいあるんじゃないか。あなたの方はその半分
しかおっしゃらないと、こういうふうな理解を
するわけで、それは昭和四十五年の四月二十八日
の参議院の内閣委員会、当時の行政監察局長も

毎年二百件ずつふえておられますと、あるいはまた昭和四十七年六月十六日の当委員会でも行政監察局長は「毎年、廃止するあるいは整理するものよりも増加するものが多い」ということは確かでありまう。と、ですから、一万一千何件の中でだんだんだんふえておるといふことは事実であるにかかわらず、一万件というところは、そういうような内容で国民生活に密接な関係という御答弁でございませうけれども、財政の問題は大蔵、機構定員は行政管理局でいろいろチェックしておられますけれども、許可のチェックは、これはない状態でございます。しかしながら、許可は国民生活にとつてかかわりの深い問題でありますから、どこかでチェックをしないとだんだんだんふえていくというところになるかと思ひますが、現状は、各省庁が権限を振り回してだんだんだんふえていくのが現状ではないかと思ひます。各省庁の自律抑制に任せておられますと、行政管理局ではこのように過去に答弁をしておりましたけれども、各省庁の自律抑制に任せないで行政管理局とか、あるいは法制局あたりで権限を持ってチェックをすべきではないかと、このように思ふんですが、これに対するお考えはどのようなお考えをお持ちかお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまのお話の許可の増加のことでございますけれども、やはり行政施策を遂行するに当たって必要な行政の範囲ができて、そのために許可が新設されてくるということはあるわけでございます。それで、ふえていくことが確かだと、四十七年のときのお話でございますけれども、それが確かかどうか、私もそんなにふえていないんじゃないか、大体横ばい程度になっているんじゃないかという感じがするわけでございます。これははっきりした数字ではつかんでおりませんが、大体百五十から二百ぐらいずつふえているんじゃないだろうかという感じが持っております。これはあくまで推測の数字でございますけれども、そんなふうにも私も許可等取り扱ってまいりまして考えておりますが、それで増加を抑制するという措置としましては、ただいまお話のありましたように、各省庁の自律的な抑制と、それから、昔の臨調あるいは行政監察委員会その他第三者機関による指摘をまとめまして抑制していくというようなことでございませう。自律的な方は、各省庁自発的に出しているわけでございませうから、場合によってはわりあいに数多く、それから達成率がいいような方向に働いていくわけでございませう。第三者機関による指摘、意見等の場合には、その許可を実施しております各省庁の行政の必要性というものと兼ね合いがございまして、達成率が必ずしもそれほどよくない場合があり得るわけでございませうが、こういうものを交互に組み合わせることで抑制していくというものが基本的にはいいのではないだろうかというふうに考えておられるわけでございませう。

○和泉照雄君 一遍ぐらひは、行政管理局の存在価値として、こういう自律性に任せておられるところも一遍チェックしておやりになった方が私はいいんではなからうか。昭和四十四年の第二次行政改革計画の中では、検討事項において、許可等等の新設の抑制の措置を検討すると。四十四年ですからもう十年近くたつておりますが、毎年毎年二百件ぐらひずつふえておられますと、こういうような局長の答弁があることからいいますと、何らかの抑制の措置がとられていないかというふうに判断せざるを得ないと思ふんですが、どのような研究成果をお持ちなのか、また抑制の基準みたいなものを作成をしておられるのかお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐倉尚君) お話のとおり四十四年の第二次行政改革計画で新設抑制の措置を検討するということがあったわけでございませう。その後、四十七年の六月に、その四十四年の八月六日の行革本部決定で、いまの抑制の方法としまして、内閣官房あるいは法制局あるいは行政管理局等が協議していくということが決まっております。許可でございますが、その方法としまして、許可可等の新設抑制については、先ほど申し上げました

ような各省の自律的抑制、それから予算の審査あるいは定員等の審査を通じて間接的な抑制をする、三番目としまして、根拠となる法令等の審査を通ずる抑制というものを極力推進していくということが言われているわけでございませう。それで、今後とも引き続きその方向で努力するというようなことが四十七年の六月に報告されているわけでございますが、許可可等の新設抑制については、その趣旨に沿って今後ともいろいろと努力していくということでございます。

基準についての話でございますけれども、三十九年の臨時行政調査会の改革意見等において、廃止とか規制の緩和、そういった態様の判断基準が示されておられますので、この基準に従って現在までも整理を行つてきておられるわけでございませうが、今後ともその基準は大体そういうことで同じようにやっていくことになるかと思ひます。

○和泉照雄君 行政改革三カ年計画による整理事項あるいは臨時答申、それから四十九年の行政監察委員会答申の指摘事項、この整理数と整理率、これについてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐倉尚君) 三十九年の臨時行政調査会の改革意見において個別に指摘された許可可数は三百七十九の事項がございました。五十二年の四月一日現在の数字でございますけれども、二百五十二事項、約六七％達成しております。それから、二番目の点の行政改革計画、四十三年、四十四年のものでございませうけれども、指摘されました事項が三千二百七十七事項でございます。措置済みのものが三千百九十九事項、これは約九五％の達成率というふうになっております。それから、三番目に、四十九年の行政監察委員会の答申における指摘事項でございますけれども、これが二百十九事項でございます。そのうち措置済みのものが百九十九事項ということで、約五〇％の達成率というふうになっております。これは先ほど申し上げましたように、五十二年の四月一日の数字でございますが、今回の行政改革計画が達成すれば、見込

みとしましてはただいまの申し上げました順番に達成率も少し上がります。七〇％、九六％、六三％というふうな数字になるかというふうな見込みを持っております。

○和泉照雄君 いまお答えのとおり、臨調の六七％、行政監察委員会が五〇％のそういう整理率で、ところが行政改革三カ年計画による整理率は九五％、大分差がございませうが、この差の原因はどこあたりにあるんでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 先ほど申し上げましたように、許可の整理でございますけれども、これにつきましては各省庁の自律的整理、自発的なやり方と、それから第三者機関による指摘をしましてそれを整理していくという二つの方法があるわけでございますけれども、臨時行政調査会あるいは行政監察委員会といったものの指摘に基づいて整理していくというのが後者でございます。で、行政改革計画というものは各省と相談の上出てくるわけでございませうから、勢い達成率もわりやくなる、それから数も多くできる。第三者機関による指摘は、非常に将来いろいろと考慮すべき基本的なことも含んでおりますけれども、やはり各省の行政に密着した許可可の行政をやつていく都合上、直ちにそれが整理されるということにならない場合もありますので、そのような差が出てくるものというふうに言えるんじゃないかと考えております。

○和泉照雄君 要するに、臨調とかあるいは行政監察委員会のそういう整理の率が低く、行革の三カ年計画が高いということは、要するに官自治の主体でやつた整理率がいい、そしていま申し上げた審議会とか委員会が指摘したそういうようなことが悪いということとは、やはり各省庁が許可可権限をなかなか放そうとしない、そういうことではないかと、このように思ふわけですが、林元法制局長官も、地方自治という雑誌の五十三三年の三月号で指摘をしておられることは、今回の許可可整理事項等と見ると官側が主体となって取り上げただけであって根本的には改革されていない、今後

の問題だと、このように指摘をしておられるものなるほどと思うわけですが、指摘事項及び行政改革三カ年計画で残っているものは今後どのように取り扱っていくつもりなのか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(佐倉尚君) 行政改革計画には、たとえば第三者機関、昔の臨調とかその他行政監視委員会とか、そういったところで指摘された事項も行政改革計画の数字の中には盛り込まれているわけですが、でございまして、その行政改革計画の達成率がよくてはかたがた悪いのは、各省がなかなか放そうとしないんじゃないかというお話がございましたけれども、第三者機関の指摘はやはりいろいろとその検討を加えて実施していくというようにすることが必要になってくる場合があると思いますので、直ちにできないというのでその次の行政改革計画等に盛り込まれてくるというふうな仕組みになっているわけではございまして、いま申し上げました達成率だけからいってそういうことは必ずしも言えないのではないかとこのように判断いたします。それで、ただ、今後そういう第三者機関による指摘も、先ほど申し上げましたように、非常に基本的な点において示唆に富んだ御指摘が多いわけではございますから、私も許認可整理を進めていく上において十分に尊重し、それを盛り込んでいくつもりでございまして、

○和泉照雄君 先ほど審議会の問題も含めましていろいろ御答弁を聞いておりますと、いろいろ質疑をした中에서도御答弁のないこと等もありまして感ずることは、今回の整理というのには、各省庁の出したものをただ取りまとめただけだと、こういうようなことで、これでは許認可も審議会の問題等も整理の根本的な解決にはならない、こういうように思うわけではございますが、たとえて言いますと、建設関係の許認可を整理しようと思っても、建設行政のななかりに妨害をされて思うようにいかない。そこで長官にお尋ねをしますが、こういうような各省の許認可事項を、行政管理局で調査をして整理する機能を持つことが私は管理庁

の大事なことでないかと思うんですが、これらについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 前にも申し上げましたけれども、許認可のその全体を把握するということはかなり困難な作業になってまいるわけではございまして。ただ、私もそういうものが不必要だとはもちろん考えておりません。できればそういう努力はしていくべきであらうし、ただ私が申し上げているのは、いままさに、それをばきりと全体を把握しようということはいままさにお約束することができないというところを申し上げているわけではございまして、方向としては、ただいま和泉委員の仰せのとおり、そういう方向に持っていくたいと考えているわけではございまして。

それで、各省がその許認可を放したがいらないんじゃないかという点でございましてけれども、許認可行政をやっていくための一つの手段でございまして、これが不要か不要でないかというふうな判断は、その行政の中身にかかってくる問題があるわけではございまして。それで、私も行政管理局としまして、どこまで踏み込んでそれをやっていくかというところの兼ね合いの問題があるわけではございまして。ただ、先生御指摘のとおり、許認可全体を把握して、そういう判断を積極的にやれというお話でございましてけれども、その必要性は十分に感じておりますけれども、実際の作業として、どの程度にそれができるかという実際の作業との兼ね合いになってくる、このように考えております。

○和泉照雄君 では局長にお尋ねしますが、ただ集めるだけでは能のない話でございまして、しかばらば一千二百四十の整理をするについて、あなた方もやはりどういような許認可があるというところとは、一応は目を通しながら対象としてどういようやつはというふうなことでいろいろと交渉をされたとは思いますが、そういうことも全然おやりにならないで、ただ上がってきたやつを整理してというふうなことですか。

○政府委員(佐倉尚君) ただ上がってきたのを整理したと、そんなことではございまして、先生御指摘のとおり、こういう許認可はどうかということは一一つについて各省と十分に協議し、それから、こちらからこれはできるかできないかというところをかなり私どもとしましては積極的に各省庁に働きかけて、それで取りまとめたところ、そういう経過をたどっております。

○和泉照雄君 そうしましたら、その整理の対象にした総数というものは幾らぐらいあなたの方としては手に握っておられたんですか、その結果が千二百四十になったと。

○政府委員(佐倉尚君) どの程度の総数を把握していたかというのことは、先ほど申し上げましたとおり、約一万弱の総数の中のそれを検討しまして千二百四十という数字が出てまいりました。それで、先ほどからお話のあります臨時行政調査会の意見、あるいは第一次、第二次行政改革計画の場合の議論、あるいはその行政監視委員会の答申で指摘された事項、そういうものを十分検討しまして、約一万弱を減らした結果千二百四十というふうな今回の結果になったわけではございまして。

○和泉照雄君 長官にお尋ねをしますが、局長はなかなか大変だと、いろいろお聞きすると大変なことだったように思うんですが、大体私たちの推定では二万件ぐらいある、その半分をそういうふうなこなされてきたんですから、あとちょっと一踏ん張りして行管がおやりになると、全部に目を通されるんじゃないかと。今度は国民生活に非常に密着した、そういう許認可が主だったようではございましてけれども、そういうようなことをされること、この前大演説とおっしゃってございまして、いまからやりますということなんですか、いまからそういうようなチェックを行行政管理局はすべきではないかと思うんですが、そこらあたりのお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(荒瀬清十郎君) おっしゃることとまことにございまして、努力をいたします。

○和泉照雄君 じゃ、最後の質問になりますが、

臨調答申の中で「行政改革には国民の強い関心と支持が必要であるので、その意味において政府は、毎年行政の実態とその改善の状況を明らかにする『行政改善白書』」といううべきものを発表することを考慮すべきである」と、このように書かれております。これを受けて四十一年から四十六年まで、いわゆる行政改革白書とも言うべき「行政改革の現状と課題」というものが行政監視委員会から出されてまいりましたが、今後このようなものを出すつもりはないのか。行政改革が問題になっておる折から、やはり出すべきではないかと考えるのでございまして、四十六年まで四十七年からは出ないわけではございまして、国民の関心と支持が必要であるのになぜお出しにならないのか、また出す計画がございまして、その点を明確にしたいと思っております。

ちなみに、第一巻と第二巻の「刊行のことば」には「今後毎年刊行する予定である」と、このように書かれております。ところが、第三巻と第四巻には「定期的に、いわば行政改革に関する『国民の白書』とも言うべき『行政改革の現状と課題』を作成し、『公刊することとして』」と、このようにダウンをした決意になっておるようではございますが、これでは行政改革に対する熱意がだんだん低下してきただけでございまして、このように疑われるわけではございまして、この辺のところも含めてこの行政改革白書についての御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(加地夏雄君) 行政改革とか、あるいはもっと広く行政運営全体の改善という問題につきましては、国民の十分なコンセンサスを得るとか、あるいはその成果についても十分PRをしていくということが非常に大事である、そういう御指摘はまさに先生のおっしゃるとおりでございまして。具体的にいま御指摘のございました行政監視委員会の報告の問題でございましてけれども、御指摘のように、毎年「行政改革の現状と課題」というものを出してきただけでございまして。さら

に四十七年以降におきましては、そういった毎年の定期的な発表はいたしません、特にその後の社会情勢その他の変化に対応いたしまして、行政改革全般についてのビジョンでありますとか、そういう問題については、その都度委員会の答申とかあるいは提言という形でやってこられたわけでございます。具体的に申し上げますと、たとえば昭和五十三年の四月には「今後における行政改革の課題と方針」、それから去る五十三年の四月には「今後における行政改革の推進について」と、こういった提言がなされておるところでございます。そういう形で四十七年以降やってまいりました。年定期的な現状と課題という一つの白書的なものを出すべきかどうかという点につきましては、御指摘の趣旨を十分委員会の方に御報告申し上げまして検討していただきたい、こういうふうに考えております。

○委員長(塚田十一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として浜本万三君が選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、審議会等の整理等に関する法律案について反対の討論を行います。

本法案は、福田内閣の進めている行政機構改革の一環として提出されたものであります。昨

年来の行政機構改革に対する政府の取り扱いは経過を見ると、さながら風にそよぐアシのように右に左に揺れ動き、福田総理が国民に公表した構想とは大きく姿を変え、およそ行政機構改革とは言いがたい形に変容しており、福田内閣のガバナビリティーの欠落の姿を端的に示していることをまづ指摘しなければなりません。

具体的な反対の理由の第一は、今日までの全般的な行政機構の歴史的な経過を見ると、その内容の是非は別として、そこには明確な国家目的と行政の方向性が示されているのであります。今回の行政機構改革については、その点が全く示されておらず、総理の公約の手前をつくらうために末節の部分に手をつけただけの、まさに半頭を掲げて狗肉を売るたぐいのものであるということを指摘しなければならぬと思います。

第二には、今回の行政機構改革案は社会経済情勢の急激な変化に伴って、国民の行政に対する要望の変化、行政需要の変化に対してどのように対応していくかという観点から全く欠落し、抵抗の強い部分は無差別に切り捨てていくという形で、スクラップ・アンド・ビルドという方式が、行政需要の濃淡によつたものではなくて、関係機関の抵抗の濃淡によつてセレクトされているという点を指摘しなければなりません。

第三点は、ただいま議題となつている審議会等の整理についても、反対の理由の第二点で述べたように、行政需要の変化と国民の要求に対して国民の意向をどう反映をしていくかという観点に立っていないと言わざるを得ません。

以上の点を指摘して、本法案に反対するものであります。

○山中郁子君 私は、審議会等の整理等に関する法律案に対し、日本共産党を代表して反対の討論を行います。

本法案は、昨年十二月に閣議決定された当面の行政改革計画に基づき、四十五審議会を対象に統廃合を行い、三十五審議会を削減して二十九審議会について委員構成の適正化を図ろうとするものであり、一定の改善はありますが、国民に奉仕する民主的な行政改革という点では大筋としてこれに逆行するものになっております。

現在、各種審議会は、中央行政機関に設けられたもので二百四十六に上り、各種地方審議会や私的諮問機関などを含めるとその数は膨大なものになります。

そもそも審議会制度は、政府も認めているように、戦後の行政民主化の中で戦前の官僚主義的な行政を打破する観点から、国民各層の意見と関係各方面の専門的知識を取り入れるために採用された制度であります。しかし、各種審議会の委員構成とその運営の実態は、大企業役員や財界代表が、政府関係者などとともに重要な地位と比重を占め、国会や国民の目の届かない運営を行うなど、大企業に奉仕し、官僚的行政の隠れみのの役割りを果たしていることを指摘せざるを得ません。

また、委員人事による政・財・官癒着と秘密主義が、ロッキード事件や日韓癒着問題などに明らかにながわが国の政治の金権腐敗構造の支柱の一つをなしていることも見逃せない問題です。

今日の審議会制度改革の中心問題は、こうした現状に抜本的なメスを入れ、その構成、運営を民主化して、審議会を本来の趣旨に沿うものに改革することではなければなりません。しかし、本法案はこうした課題に真正面からこたえるものになっていないだけでなく、随所にこれと逆行する重大な欠陥と問題点を含んでいます。

主な問題の第一は、審議会の統廃合についてですが、本法案の内容は、国民金融審議会や労働基準監督官分限審議会など、国民生活と国民の民主的権利に密着したものを廃止し、大企業に奉仕し、官僚行政の隠れみののようになっていくものには手をつけようとしていないため、法案全体の基本的性格が行政機構から民主的要素を奪うものになっていきます。統合についても数を減らすことに力を入れます。統一、国土開発関係の十四審議会を一括統合するというような行き過ぎが見られます。また、私

的諮問機関の乱設抑制の具体策が打ち出されておらず、総体として、抑制し簡素化する見地に立っていないという問題もありません。

第二に、委員構成の適正化と運営の民主化についてです。

本法案は、一定の審議会について行政職員委員や大臣、行政職員会長制を廃止することとしていますが、きわめて不徹底です。しかも、大企業役員や財界代表が重要な地位と比重を占めている現状には何らメスを入れようとしていませんし、運営問題についても具体的な改革を講じていないという重大な欠陥があります。

この現状を打破し、審議会公開原則を確立すること、公聴会開催主義の原則を導入すること、各種審議会の公正、民主的な委員構成と運営に関する通則を法定することなどは、これまでわが党が繰り返し要望し、政府もその都度前向きに検討することを約束してきたことです。しかも、これらは一連の行政改革関係の各種審議会でも繰り返し政府に答申してきた中心的課題でもあるのです。本法案がこうした課題に何一つこたえていないことはすでに指摘したところでです。

わが党は、以上の理由により、本法案に反対することを明らかにして討論を終ります。

○委員長(塚田十一郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案の採決に入ります。

まず、審議会等の整理等に関する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田十一郎君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、許可、認可等の整理に関する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

す。

〔賛成者挙手〕

○委員長（塚田十一郎君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、荒松行政管理庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。荒松行政管理庁長官。

○国務大臣（荒松清十郎君） ただいま審議会等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案の両案を可決いただきまして、まことにありがとうございます。

御審議の間に承りました貴重な御意見を体しまして、一層の行政の改革、合理化に努めてまいりたいと思ふ次第でございます。今後ともよろしく御激励をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（塚田十一郎君） なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（塚田十一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は二月十三日）

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
一、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件

昭和五十三年五月三十一日印刷

昭和五十三年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

G